

就農1年！作物を作る喜びを知りました

幾島 大智 さん



いくしま ともり さん / 昭和57年7月生まれ
農業に従事 / 恩根

青春

くろーずあっぷ

昨年4月から実家の農業に従事し、就農1年を迎えた幾島さんにお話を伺いました。
「小さい頃は外での仕事が嫌でした。でも色々な仕事を経験してきて、農家の仕事も大変だと聞いた。やってみたら自分が作った作物を他の人に食べてもらえるのもいいなと感じています」とこの1年を振り返ります。

16という成績を残したそうです。大学へもスポーツ推薦で北海学園短期大学へ進み、スポーツに携わり続けました。
趣味は音楽鑑賞と車いじり。主にヒップホップやレゲエを聴きます。
これからやっていきたいことを伺うと、「まだ農家1年なので、昨年より仕事を頑張りたいし、新規就農者たちと農業に関してわからないことなど自分が感じている悩みや疑問を共有して、一緒に勉強を行つたなどの取り組みもやっていきたい」と語ってくれました。

温故知新

【384】

俳句に魅せられる

松橋 正志 さん
(俳号 真志)

「父親は、当時生業として^{まき}柎屋根業を、端野町(現北見市)2区で営んでいました」と昔を振り返ってくれた松橋さん。
「昭和14年9月11日、長男の私が小学校2年生のときに、父親が病気で急死。母と兄弟4人一家全責が、叔父を頼り美幌町に転居しました」と話してくれました。
「美幌町美央高等学校卒業後は、叔父も柎屋根業を営んでいたのですが、柎屋職人として17年間従事しましたが、柎屋根は、建築工法の変化と、防災上の理由から衰退しました」と語る。



まつはし まさし さん / 昭和7年1月、端野町で生まれる / 78歳 / 豊永在住

健康いきいき

特定健診を受けて安心、健康を

生活習慣病の予防や生活習慣病を悪化させないことを目指した特定健診が開始して、今年で3年目になります。あなたは受けたことがありますか？

特定健診の目的は

「病気が見つかったら嫌だから受けたくない」という人がいます。また「腹囲を測るから嫌だ」という方もいるようですが、健診を受けると、病気を発見できるばかりではなく、たとえば血液検査の結果が正常範囲でも、年々心配な値に近づいているなど、自分では気づかないうちに体の中で起こっている変化を知ることが出来ます。

健診を受けるの良いこと

健診の結果は、病院で受けた時には直接先生から、町の健診を受けた時には保健師や栄養士が健診結果の見方を丁寧にお知らせします。糖尿病予防の目的で必要な方には2次健診もお勧めしています。これは他の町では行っていない津別町独自の取り組みです。血液検査などで心配な値に近づいていたら、どんなことに注意していたらよいかを一緒に考えること

も出来ます。またそのお手伝いとして、運動教室や栄養教室にお誘いもします。好評ですよ！

更に町の集団検診では、6つのがん検診を同時に受けることができます。時間のない方には1日でたくさん健診を受けることが出来て、とても便利だと思えます。また、昨年、今年と少しですが健診料を安くし、受けやすくしました。

健診の受け方

受診券が皆様のお手元に届きます。次に健診の予約をしますが、このときに受診券が必要となります。国民健康保険の方には4月末に町から「受診券」をお送りします。雑誌サイズ(A4)で薄い厚さの色紙なので気づきにくいと思いますが、これを大事にとっておいてください。

社会保険の方も、会社や保険組合から受診券が届きます。受診券がある場合には町の健診も受けることが出来ます。

詳しくは今回一緒に配布させて頂いたチラシをご覧ください。



お問い合わせ 役場健康医療グループ 健康推進担当 ☎ 76 - 2151内線231

昭和38年4月、丸玉産業(株)に就職。28年間勤務し、平成2年12月定年退職。
「俳句は、定年間に働くばかりで趣味がなく、会社の先輩の勧めで始めました」と語る。
俳句は、5・7・5の17音節で配列の順序などに一定の型式を持つている日本伝統の詩歌。
「素直に読めば良いし、難しい言葉は使わないようにしているが、季語を入れて7文字に詰めるため、言葉覚えなければならぬので、勉強になります。作句は普段見たもの、感じたことを忘れないように、メモする習慣をつけるようにしています」と語る。
津別町俳句会(星 昇一会長)の副会長、会計、事務局を担当。「毎月、会員1人5句の作品をワープロでまとめて配り、互選で7句を選び、その内2句を津別新報美幌新聞、経済の伝書鳩、道新かわら版に発表、掲載しています」と語る。
豊永の「さくら公園」には津別町俳句会と津別短歌つらら会の合同歌句石碑が、関係者で建立されています。

「私たちの会も、高齢化で会員の減少が悩みです。俳句に関心や興味のある方の入会をお待ちしています」と話された。
「今後も、感動する気持ち、楽しみながら詠む、作句活動は続く。」

暮らしを支える 税

確定申告が

間違っていたときには

確定申告の内容で誤りがあった場合は、それを訂正する手続きがあります。

【税額を多く申告していたとき】

『更正の請求』をして正しい税額への訂正を求めることができます。この手続きは、確定申告書の提出期限から1年以内に行わなければならないので平成21年分の所得税の確定申告については平成23年3月16日までになります。

【税額を少なく申告していたとき】

『修正申告』をして正しい税額に修正することになります。修正申告によって新たに納める税額は修正申告書を提出する日までに延滞税と合わせて納めてください。修正申告をする場合や税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

【確定申告を忘れていたとき】

確定申告を忘れていたときは直ちに申告して下さい。確定申告期限を過ぎてからの申告を『期限後申告』といい、この申告には加算税が賦課される場合があります。期限後申告によって納める税額は申告書を提出する日までに延滞税と併せて収めてください。